

花巻市における包括的なまちづくりの推進に関する基本協定書 の取り交わしについて [岩手県花巻市]

花巻市とUR都市機構（独立行政法人都市再生機構）とは、平成29年2月28日付で「花巻市と独立行政法人都市再生機構との包括的な連携協力によるまちづくりの推進に関する基本協定書」を取り交わし、連携してまちづくりに取り組むこととなりました。（協定書取り交わしの趣旨及び概要は別紙参照）

都市再生特別措置法第81条第15項に規定する立地適正化計画の公表を行った自治体とUR都市機構との包括まちづくり連携協定締結は全国初となります。

図書館移転事業を契機とした複合化による施設整備の検討など、花巻市における今後のまちづくりにおいては、UR都市機構が有するネットワークとノウハウを最大限活用し、連携して取り組みます。



写真左より

 うえだ
上田
にいだ
新居田

 どういち
東一
たきと
滝人

花巻市長

UR都市機構東日本都市再生本部長

お問い合わせは以下へお願いします。

【花巻市】

建設部 都市再生室

(電話) 0198-24-2111 [内線 565]

【UR都市機構】

東日本都市再生本部 まちづくり支援部

まちづくり支援第2チーム

(電話) 03-5323-0528

東日本都市再生本部 総務部 総務チーム

(電話) 03-5323-0087

別紙

1. 協定書取り交わしの趣旨

花巻市と独立行政法人都市再生機構は、まちづくりに係る情報を共有し包括的に連携協力することで、持続可能な都市構造への転換、人口減少社会の到来やグローバル化の進行等の課題に効率的かつ的確に対応し、花巻市の都市経営方針である「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取り組みの推進を図ることを目的に協定を締結するものです。

UR都市機構は、今後の取り組みの可能性を視野に入れ、相互の協力関係に基づいて、具体的な支援方策を検討していくこととします。

2. 基本協定書概要

① 連携協力事項

- 1) 立地適正化計画に係るまちづくり全般に関すること
- 2) 公共公益施設機能の再編・整備に関すること
- 3) まちづくりの推進に係る技術支援及び必要な情報交換に関すること
- 4) その他相互に必要と認める事項

② 相互協力等

連携協力事項の成果を上げるため、花巻市は関連する施策や事業の状況、周辺事情等について適宜情報共有するものとし、UR都市機構は検討に際して保有する技術やノウハウ等を提供するものとし、

3. 市長挨拶の内容

- ・花巻市は昨年6月1日に国土交通省が推進する立地適正化計画を全国3番目に公表し、花巻中央地区を総合的な公共公益施設の整備区域として定め、最初のプロジェクトとして、国の支援を受けながら病院移転事業やまちなか広場整備事業を実施しています。
- ・先日、臨時議会においても花巻市による病院への支援についての債務負担行為の承認をいただき、いよいよ実行に移っていくところです。
- ・また、被災者向けの公営住宅についても、こちらも国の支援を受けながら当該整備区域の中心地である、上町・仲町地区に整備することとし、まちなかの活性化を進めていきたいと思っております。
- ・立地適正化計画における次の事業として、図書館の整備を考えており、図書館の整備に合わせて他の施設の整備ができるかどうか、今後検討する必要があります。
- ・まずは図書館を中心とした施設の整備ということを考えており、その中で、民間の力も借りて整備する可能性も探していきたいと思っております。また、市民の負担が少ない形で整備していきたいということも考えています。このような観点から、UR都市機構様のお力を借りて民間との交渉あるいは様々な助言等をいただきながら、図書館の整備を進めて参りたいと思っております。